

民事訴訟規則の改正に関する要綱案の補足説明

(前注1) 本資料は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。同法附則第1条ただし書第2号から第4号までに掲げる規定に限る。）の施行に伴い、必要と考えられる規則事項につき、整理したものである。

(前注2) 以下の法の引用・参照に当たっては、以下の略語を使用している。

令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法：「改正法」

令和4年法律第48号による改正前の民事訴訟法：「現行法」

(前注3) その他、以下の略語を使用している。

ウェブ会議及びテレビ会議：「ウェブ会議等」

ウェブ会議、テレビ会議及び電話会議：「電話会議等」

第1 当事者に対する住所、氏名等の秘匿等（改正法92条及び第1編第8章（133条～133条の4）関係）

1 秘匿の制度に係る申立ての方式

次に掲げる申立ては、書面でしなければならないものとする。

- (1) 改正法133条（申立人の住所、氏名等の秘匿）1項の申立て
- (2) 改正法133条の2（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）第2項の申立て
- (3) 改正法133条の4（秘匿決定の取消し等）第1項の取消しの申立て
- (4) 改正法133条の4第2項の許可の申立て

(説明)

- 1 本文は、申立人の住所、氏名等の秘匿の制度（改正法133条）、秘匿事項記載部分の閲覧等の制限（改正法133条の2第2項）、これらに係る決定の取消しの申立て（改正法133条の4第1項）及び閲覧等の許可の申立て（同条2項）が整備されたことに伴い、これらの申立ての方法として、書面での申立てを求めるものである。
- 2 申立てその他の申述は、原則として書面又は口頭であることができるものとされているが（民事訴訟規則1条1項）、秘匿の制度に係る申立ては、いずれもそのような申立てがされたこと及びその範囲等につ

き明確化させる要請が高いことから、書面でしなければならないこととしている。

2 秘匿事項届出書面の提出方法

民事訴訟規則3条1項に、次の号を加えるものとする。

秘匿事項届出書面

(説明)

- 1 本文は、裁判所に提出すべき書面のうち、民事訴訟規則3条各号に掲げるファクシミリ提出を不可とするものに、秘匿事項届出書面（改正法133条2項）を追加するものである。
- 2 秘匿事項届出書面は、相手方当事者や第三者に知られることのないよう配慮する必要性が高い情報が記載された書面であり、かつ、手続上も重要な書面と位置付けられることから、ファクシミリを利用した送信による提出を認めないこととするものである。

3 秘匿事項届出書面の記載事項等

(1) 秘匿事項届出書面には、秘匿事項のほか、次に掲げる事項を記載し、秘匿対象者が記名押印しなければならないものとする。

ア 秘匿事項届出書面である旨の表示

イ 秘匿対象者の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下「電話番号等」という。）

(2) (1)イの規定は、秘匿対象者の郵便番号及び電話番号等を記載した訴状又は答弁書が提出されている場合には、適用しないものとする。

(説明)

- 1 本文は、秘匿決定の申立てをする際に提出しなければならないこととされている秘匿事項届出書面（改正法133条2項）の記載事項等を定めるものである。

2 秘匿事項届出書面の記載事項等

(1) 秘匿事項届出書面である旨の表示（(1)ア）

秘匿事項届出書面は秘匿決定によりその書面全体が閲覧制限の対象となるなど（改正法133条の2第1項）、手続上重要な書面と位置付けられるところ、当該書面が明らかに秘匿事項届出書面であることが分かるようにするものである。

(2) 秘匿対象者の郵便番号及び電話番号等 ((1)イ、(2))

訴状又は答弁書には、送達や事務連絡、電話会議の方法による手続の実施のために必要な情報である当事者又はその代理人の郵便番号及び電話番号等を記載しなければならないところ（民事訴訟規則53条4項、80条3項）、秘匿対象者の郵便番号及び電話番号等は、住所等を推知させる情報であることから、住所等に秘匿決定があった場合には、訴状等には秘匿対象者の郵便番号及び電話番号等については記載をすることを要しないこととした（後出本文4(2)参照）。しかしながら、裁判所は、送達や事務連絡、電話会議の方法による手続の実施の便宜等の観点から、訴状等に記載されなかった秘匿対象者の郵便番号及び電話番号等を把握しておく必要性が高いため、秘匿対象者の郵便番号及び電話番号等についても、秘匿事項届出書面に記載しなければならないこととするものである。

(3) その他の記載事項等との関係

秘匿事項届出書面については、民事訴訟規則2条1項の適用があり、秘匿対象者が当事者である場合には、①当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所、②事件の表示、③附属書類の表示、④年月日、⑤裁判所の表示を記載する必要があるが、本条はこれらの事項に追加して記載事項を定めるものであり、また、同項の求める提出者（当事者又は代理人）の記名押印とは別に、秘匿事項届出書面の成立の真正や秘匿対象者の意思を確認するため、秘匿対象者の記名押印を求めている。

4 押印を必要とする書面の特例等

(1) 氏名について秘匿決定があった場合には、本文3(1)の秘匿事項届出書面に対するものを除き、民事訴訟規則の規定による押印（当該秘匿決定に係る秘匿対象者がするものに限る。）は、することを要しないものとする。

(2) 住所等について秘匿決定があった場合には、本文3(1)の秘匿事項届出書面に対するものを除き、民事訴訟規則の規定による郵便番号及び電話番号等（当該秘匿決定に係る秘匿対象者に係るものに限る。）の記載は、することを要しないものとする。

(説明)

1 本文は、訴状、準備書面等の当事者の氏名が記載され、押印される書

面について、氏名につき秘匿決定があった場合には、氏名を推知させることになる押印を不要とし(1)、同様に、郵便番号及び電話番号等が記載される書面について、住所等につき秘匿決定があった場合には、住所等を推知させることになる郵便番号及び電話番号等についても同様に記載を不要とするものである(2)。

2 押印を必要とする書面の特例(1)

以下の各書面には、民事訴訟規則上押印が必要とされているところ、氏名について秘匿決定があった場合には、秘匿対象者に押印を義務付けると、氏名を明らかにすることになり、また、代替呼称その他の仮名の印鑑を使用することを求めることも相当ではないため、押印を求めないこととするものである。

(1) 訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面(民事訴訟規則2条1項)

(2) 当事者照会の規定による照会書及び回答書(同規則84条2項、3項)

(3) 宣誓書(同規則127条、112条3項)

(4) 尋問に代わる書面(同規則171条、124条3項)

3 郵便番号及び電話番号等を必要とする書面の特例(2)

上記2と同様に、以下の各書面には、郵便番号及び電話番号等(ただし、(2)はファクシミリの番号のみ)の記載が必要とされているところ、住所等について秘匿決定があった場合には、郵便番号及び電話番号等の記載を義務付けると、住所等を推知させることになりかねないため、これらの記載を求めないこととするものである。

(1) 訴状及び答弁書(民事訴訟規則53条4項、80条3項)

(2) 当事者照会の規定による照会書(同規則84条2項8号)

4 秘匿事項届出書面の取扱い

押印を必要とする書面の特例等については上記2及び3のとおりであるが、本文3のとおり、秘匿事項並びに郵便番号及び電話番号等は、裁判所が把握しておく必要性が高いため、秘匿事項届出書面に記載させて管理することとしている。そのため、秘匿事項届出書面については、上記2及び3の特例の例外として、秘匿対象者の押印、郵便番号及び電話番号等の記載を要することとしている。

5 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立ての方式等

(1) 改正法133条の2(秘匿決定があった場合における閲覧等の制限

の特則) 第2項の申立ては、秘匿事項記載部分を特定してしなければならないものとする。

- (2) 秘匿対象者は、自らが提出する文書その他の物件(以下「文書等」という。)について改正法133条の2第2項の申立てををするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならないものとする。
- (3) (1)の申立てををするときは、当該申立てに係る文書等から秘匿事項記載部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
- (4) (1)の申立てを認容する決定においては、秘匿事項記載部分を特定しなければならないものとする。
- (5) (4)の決定があったときは、(1)の申立てをした者は、当該申立てにおいて特定された秘匿事項記載部分と当該決定において特定された秘匿事項記載部分とが同一である場合を除き、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定において特定された秘匿事項記載部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
- (6) 改正法133条の2第2項の決定の一部について改正法133条の4(秘匿決定の取消し等)第1項の取消しの裁判が確定したとき又は同条第2項の許可の裁判が確定したときは、(1)の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該改正法133条の2第2項の決定において特定された秘匿事項記載部分のうち改正法133条の4第1項の取消しの裁判又は同条第2項の許可の裁判に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
- (7) (3)、(5)又は(6)により文書等から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができるものとする。

(説明)

- 1 本文は、秘匿決定があった場合において、訴訟記録中秘匿事項届出書面以外のものであって秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分(秘匿事項記載部分)の閲覧等の制限の申立ての方式等について整理するものである。申立人において、対象文書等から秘匿事項記載部分を除いたものを作成して、裁判所に提出することとし、閲覧等の事務を円滑かつ適切に行うための規定であり、その趣旨は破産規則11条と同様である。

2 秘匿事項記載部分を最も熟知する申立人に対して、裁判所の特定した秘匿事項記載部分（一部取消し又は閲覧等の許可に係る部分を除く。）を除いたものの作成・提出を求めることとする（(3)、(5)及び(6)）。

破産規則11条と趣旨及び基本的な枠組みは同じであるが、異なる点は、当事者間秘匿の場合は、当事者において自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、裁判所の許可を得て、閲覧等が制限される部分の閲覧等を行うことができるため（改正法133条の4第2項）、当該許可の裁判が確定した場合、申立人は、秘匿事項記載部分を除いたものから、更に当該許可の裁判にかかる部分をマスキングしないものを作成し、裁判所に提出しなければならない点である（(6)）。

6 秘匿決定等の一部が取り消された場合等の取扱い

(1) 秘匿決定の一部について改正法133条の4（秘匿決定の取消し等）第1項の取消しの裁判が確定したとき又は秘匿事項届出書面の一部について同条第2項の許可の裁判が確定したときは、改正法133条1項の申立てをした者は、遅滞なく、既に提出した秘匿事項届出書面から当該取消しの裁判又は当該許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたもの（(2)において「閲覧等用秘匿事項届出書面」という。）を作成し、裁判所に提出しなければならない。

(2) (1)により閲覧等用秘匿事項届出書面が提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、当該閲覧等用秘匿事項届出書面によってさせることができる。

(説明)

1 本文は、秘匿決定の一部が取り消された場合又は秘匿事項届出書面の一部について閲覧等の許可の申立ての裁判が確定した場合の取扱いを整理するものである。

2 秘匿決定の一部についての取消しの裁判が確定した場合、又は秘匿事項届出書面の一部について閲覧等の許可申立ての裁判が確定した場合、申立人において、改めて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分（一部取消し又は閲覧等の許可に係る部分を除く。）を除いた閲覧等用秘匿事項届出書面を作成・提出することを義務付けるとともに（(1)）、秘匿事項届出書面の閲覧等においては、提出された閲覧等用秘匿事項届出書面を用いることができることとするものである

((2))。規律の趣旨は、本文5(6)、(7)と同様である。

7 宣誓の特則

(1) 民事訴訟規則112条に次の規律を加えるものとする。

裁判長は、相当と認めるときは、民事訴訟規則112条3項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名押印に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができるものとする。

(2) (1)は、鑑定人に宣誓をさせる場合について準用するものとする。

(説明)

1 本文は、証人の宣誓書への署名押印(民事訴訟規則112条3項前段)について、裁判長が相当と認めるときは、証人に宣誓書に署名押印させることに代えて、宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる旨の特則を追加するものであり((1))、鑑定人に宣誓をさせる場合についても、これを準用することとする((2))。

2 証人の宣誓の特則((1))

裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならないものとされている(民事訴訟規則112条3項)。もっとも、氏名について秘匿決定があった場合や、氏名が秘匿事項の推知事項に当たる場合には、宣誓書に署名押印させるのは相当ではない。

この点、証人に宣誓をさせたときは、その旨を調書に記載しなければならないこととされているところ(同規則67条1項4号)、口頭弁論調書に宣誓した旨の記載があれば、宣誓書の作成がなくとも宣誓の効力には影響がないと解されているため、上記のような場合には、署名押印を不要とすることも考えられる。しかしながら、宣誓書に署名押印が求められている趣旨からすれば、上記のような場合にもなお、単に宣誓書を読み上げるだけではなく、宣誓の趣旨を理解した旨を自ら記載をすることで、宣誓する趣旨を自覚させ、その趣旨に沿う証言をなすべきことを深く認識させるのが望ましいといえる。

そこで、裁判長が相当と認めるときは、証人に宣誓書への署名押印をさせないことも可能にしつつ、その場合には、宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることとするものである。

3 鑑定人に宣誓をさせる場合における準用((2))

鑑定人の陳述については、証人尋問の規定が準用されていることから、鑑定人についても、(1)を準用することとする。

- 8 秘密保護のための閲覧等の制限の申立ての方式等(改正法92条関係)
- (1) 当事者は、自らが提出する文書等について改正法92条1項の申立てをするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならないものとする。
 - (2) 改正法92条1項の申立てをするときは、申立てに係る秘密記載部分が当該申立てに係る文書等の全部である場合を除き、当該申立てに係る文書等から秘密記載部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
 - (3) 改正法92条1項の申立てを認容する決定があったときは、当該申立てにおいて特定された秘密記載部分と当該決定において特定された秘密記載部分とが同一である場合を除き、当該申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定において特定された秘密記載部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
 - (4) 改正法92条3項の申立ては、書面でしなければならない。
 - (5) 改正法92条1項の決定の一部を取り消す裁判が確定したときは、同項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定において特定された秘密記載部分のうち当該決定の一部を取り消す裁判に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
 - (6) (2)(3)及び(5)により文書等から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができるものとする。

(説明)

- 1 本文は、秘密保護のための閲覧等の制限の申立ての方式等については、現行民事訴訟規則34条に規定されているところ、これに加えて、当事者に対する住所、氏名等の秘匿について新たに定められた申立ての方式等(本文1及び5)との平仄を踏まえた規定を整備するものである。
- 2 主な改正内容は、閲覧等の事務を円滑かつ適切に行うため、申立人において、対象文書等から秘密記載部分を除いたものを作成し、裁判所に提出することとしたことにある((2)(3)及び(5))。すなわち、秘密記載部分は、申立人が最も熟知しているため、実務上、申立人において秘密記載部分にマスキング処理をした書面を提出する取扱いが広く行われて

きたところ、秘密記載部分を確実に除外したものを円滑に閲覧等に供することができるようにするため、明文の規定を設けるものであり、その趣旨は、破産規則11条及び本文5と同様である（法制審議会が採択した民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱（第10の5（注））においても、改正法92条1項の申立てをする当事者は、当該申立てに係る秘密記載部分を除いたものの作成及び提出並びに同項の決定において特定された秘密記載部分を除いたものの作成及び提出をしなければならない旨の規律を最高裁規則に設けるものとするとしている。）。なお、秘密保護のための閲覧等の制限の申立てについては、申立てに係る秘密記載部分が当該申立てに係る文書等の全部である場合も想定し得るので、本文5(3)とは異なり、このような場合の除外規定を設けている（(2)）。

第2 映像と音声の送受信による通話の方法（ウェブ会議等）又は音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による手続（改正法87条の2、89条、170条、176条関係）

1 音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による弁論準備手続期日

(1) 民事訴訟規則88条2項の規律を次のとおり改めるものとする。

裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって弁論準備手続の期日における手続を行うときは、裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。

ア 通話者

イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

(2) 民事訴訟規則88条3項の規律を次のとおり改めるものとする。

(1)の手続を行ったときは、その旨及び(1)イに掲げる事項を弁論準備手続の調書に記載しなければならない。

(説明)

- 1 本文は、電話会議等の方法により弁論準備手続の期日を行う場合において、裁判所又は受命裁判官が確認すべき事項及び調書に記載されるべき事項を改めるものである。
- 2 確認すべき事項（(1)）

現行民事訴訟規則 88 条 2 項は、電話会議等の方法により弁論準備手続の期日を行う場合、裁判所又は受命裁判官は、「通話者」のほか、「通話先の場所」を確認しなければならないものとしている。

これは、現行法 170 条 3 項の「当事者が遠隔の地に居住しているとき」という遠隔地要件との関係で、「通話先の場所」がどこであるかが重要な要素であったためと考えられるが、今般の改正によって、同項から遠隔地要件が削除されたことにより、「通話先の場所」が遠隔地であることを確認しなければならない必然性はなくなったものと考えられる。そして、そのように必然性がないにもかかわらず通話先の住所地番の確認を求めることは、プライバシーに対する配慮の観点から望ましくない場合もあると考えられる。

他方、裁判所又は受命裁判官が、電話会議等の方法によって弁論準備手続の期日における手続を行うことを「相当と認める」際には、その判断の際に、通話者の所在する場所に無関係な第三者が立ち会っておらず、当該場所が非公開性や静ひつき等の確保された適切な状況にあることが重要な意味を有するものであり、現在の実務においても、この点を確認しているものと考えられる。

そこで、確認の対象を、「通話先の場所」といった形式的な事項から、「通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること」といった実質的な内容に改めることとしている。

3 調書記載事項 ((2))

現行民事訴訟規則 88 条 3 項は、電話会議等の方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行ったときは、その旨及び「通話先の電話番号」を調書の必要的記載事項としている。

「通話先の電話番号」の記載は、市外局番によって通話先のおおよその場所を明らかにすることができるとの意味があったと考えられるが、上記のとおり、今般の改正によって法から遠隔地要件が削除されたことにより、遠隔地要件との関係で、「通話先の電話番号」を調書に記載する必然性はなくなったものと考えられる（そもそも携帯電話の普及により、「通話先の電話番号」は通話先のおおよその場所を示すものでもなくなっている。）。

また、現在の運用においては、電話番号を調書に記載することができないウェブ会議の利用が顕著に増加している上、必然性もなく「通話先の電話番号」といった個人情報を調書に記載することは、プライバシー

に対する配慮の観点から望ましくない場合もあると考えられる（同様に、ウェブ会議の場合に、電話番号に相当するような情報として、メールアドレスやIDを調書に記載するということも、相当さを欠くように思われる。）。

以上の理由から、「通話先の電話番号」を調書の必要的記載事項とはしないことにする一方、前記のとおり、「通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること」を新たな確認事項として定めたことから、これを調書の必要的記載事項として、手続が適正に行われたことを明らかにすることとしている。

なお、調書への具体的な記載方法としては、通話者の所在する場所の状況が適切であったことを確認した旨の一般的な記載のほか、このように判断する上での最も基本的な資料と考えられる通話者の所在する場所の属性（「原告の自宅」、「被告代理人の事務所」など）を併せて記載することなどが考えられる。

2 音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による書面による準備手続における協議

(1) 民事訴訟規則91条4項において準用される同規則88条2項の規律を次のとおり改めるものとする。

裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって書面による準備手続における協議を行うときは、裁判長又は高等裁判所における受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。

ア 通話者

イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

(2) 民事訴訟規則91条3項の規律を次のとおり改めるものとする。

(1)の方法による協議をし、かつ、裁判長又は高等裁判所における受命裁判官がその結果について裁判所書記官に記録をさせたときは、その記録に(1)の方法による協議をした旨及び(1)イに掲げる事項を記載させなければならない。

(説明)

1 本文は、電話会議等の方法により書面による準備手続における協議を行う場合において、裁判長又は高等裁判所における受命裁判官が確認す

べき事項及び協議の結果の記録に記載されるべき事項を改めるものである。

2 確認すべき事項 (1)

電話会議等の方法により書面による準備手続における協議を行った場合、現行民事訴訟規則の下では、「通話先の場所」の確認をしなければならないとされているが（民事訴訟規則91条4項において準用される88条2項）、弁論準備手続の期日の場合において確認の対象を改めるのと同様に、「通話先の場所」から「通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること」に改めることとしている（民事訴訟規則91条4項における準用を維持する形が考えられる。）。

3 記録への記載事項 (2)

現行民事訴訟規則の下では、電話会議等の方法により書面による準備手続における協議を行い、裁判長等が、協議の結果について裁判所書記官に記録をさせたときは、「通話先の電話番号」の記載を要することとされている（民事訴訟規則91条3項）。協議の結果を記録する場合の記載事項についても、弁論準備手続期日調書の記載事項における本文1(2)と同様の改正を行うものである。

3 音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による和解の期日

(1) 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって和解の期日における手続を行うときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官（以下「裁判所等」という。）は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。

ア 通話者

イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

(2) (1)の手続を行い、かつ、裁判所等がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときは、(1)の手続を行った旨及び(1)イに掲げる事項を調書に記載させなければならない。

(説明)

今般の改正によって、電話会議等の方法により和解期日を行うことが可能となったことから（改正法89条2項）、本文は、電話会議等の方法により和解の期日を行う場合において、裁判所等が確認すべき事項及

び調書に記載されるべき事項を定めるものであり、弁論準備手続の期日に関する本文1と同様の規律を設けるものとしている。

なお、和解の期日については、調書の作成は必要的ではないが、和解の手続に関して調書を作成する場合もあることから（法267条参照）、裁判所等が裁判所書記官に調書を作成させるときは、「通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること」の調書への記載を要することとしている。

4 映像と音声の送受信による通話の方法（ウェブ会議等）による口頭弁論の期日

(1) 改正法第87条の2第1項に規定する裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法によって口頭弁論の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。

ア 通話者

イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

(2) (1)の手続を行ったときは、その旨及び(1)イに掲げる事項を口頭弁論の調書に記載しなければならないものとする。

(説明)

- 1 今般の改正によって、ウェブ会議等の方法により口頭弁論の期日における手続を行うことが可能となったことから（改正法87条の2第1項）、本文は、ウェブ会議等の方法により口頭弁論の期日を行う場合において、裁判所が確認すべき事項及び調書に記載されるべき事項を定めるものである。
- 2 現在、争点整理手続において、ウェブ会議等が頻繁に用いられており、ウェブ会議等の方法により弁論準備手続の期日を行う場合、本文1の規律が適用されることになるところ、ウェブ会議等の方法により口頭弁論の期日における手続を行った場合に、これと区別した規律を定めるべき理由は特段見当たらないことから（口頭弁論の期日は公開されることから、弁論準備手続の期日の場合以上に、通話先の場所（住所地番）の確認等を行うことには弊害があると考えられる。）、弁論準備手続の期日に関する本文1と同様の規律を設けることとしている。

- 5 音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による審尋の期日
- (1) 改正法第87条の2第2項に規定する裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって審尋の期日における手続を行うときは、裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。
- ア 通話者
- イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。
- (2) (1)の手続を行ったときは、その旨及び(1)イに掲げる事項を審尋の期日の調書に記載しなければならないものとする。

(説明)

今般の改正によって、電話会議等の方法により審尋の期日における手続を行うことが可能となったことから（改正法87条の2第2項）、本文は、電話会議等の方法により審尋の期日を行う場合において、裁判所又は受命裁判官が確認すべき事項及び調書に記載されるべき事項を定めるものであり、弁論準備手続の期日に関する本文1と同様の規律を設けるものとしている。

- 6 音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による進行協議期日
- (1) 民事訴訟規則96条第1項の規律を次のとおり改めるものとする。
- 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議期日における手続を行うことができる。
- (2) 民事訴訟規則96条3項の規律を削除する。
- (3) 民事訴訟規則96条4項において準用される同規則88条2項の規律を次のとおり改めるものとする。
- (1)の方法による手続を行うときは、裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。
- ア 通話者
- イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。
- (4) (1)の方法による手続を行い、かつ、裁判所又は受命裁判官がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときは、(1)の方法による手続を行った旨及び(3)イに掲げる事項を調書に記載させなければな

らないものとする。

(説明)

- 1 本文は、電話会議等の方法により進行協議期日を行う場合について、遠隔地要件及び一方当事者出頭要件を不要とした上で、上記場合に裁判所又は受命裁判官が確認すべき事項及び調書に記載されるべき事項を改めるとともに、電話会議等の方法により進行協議期日の手続に関与した者について訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾を可能とするよう規律を改めるものである。
- 2 遠隔地要件及び一方当事者出頭要件の削除 (1)
現行民事訴訟規則 96 条 1 項は、弁論準備手続期日に関する現行法 170 条 3 項と同様に、遠隔地要件及び一方当事者出頭要件を定めているが、今般の改正によって、同項から遠隔地要件及び一方当事者出頭要件が削除され、進行協議期日の手続についてのみこれらの要件を維持する理由はないことから、遠隔地要件及び一方当事者出頭要件を削除することとした (法制審議会が採択した民事訴訟法 (IT 化関係) 等の改正に関する要綱 (第 5 (後注)) においても、進行協議期日につき、遠隔地要件及び一方当事者出頭要件を廃止する見直しを行うものとしてとされている。) 。
- 3 電話会議等の方法による手続関与者の訴えの取下げ等 (2)
現行民事訴訟規則 96 条 3 項は、電話会議等の方法により進行協議期日の手続に関与した当事者は、訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることができないとしているが、これと同様の規律を置いていた平成 15 年法律第 108 号による改正前の民事訴訟法 170 条 5 項は同改正によって削除されており、進行協議期日についてのみこのような制限を維持し続ける理由はないことから、現行民事訴訟規則 96 条 3 項を削除することとしている。
- 4 確認すべき事項 (3)
電話会議等の方法により進行協議期日における手続を行った場合、現行民事訴訟規則の下では、「通話先の場所」の確認をしなければならないとされているが (民事訴訟規則 96 条 4 項において準用される 88 条 2 項)、弁論準備手続の期日の場合において確認の対象を改めると同様に、「通話先の場所」から「通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること」に改めることとしている (民事訴訟規則 96 条 4 項における準用を維持する形が考えら

れる。)

5 調書記載事項 ((4))

進行協議期日については、調書の作成は必要的ではないが、相手方不在廷の期日において訴えの取下げがあった場合など、進行協議期日の手続に関して調書を作成する場合が想定される（現行法261条4項及び5項を準用する現行民事訴訟規則95条3項参照）。上記3のとおり、今般、電話会議等の方法により手続に関与した当事者も、訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることができることとなり、これらの場合に調書の作成が想定されることから、裁判所又は受命裁判官が裁判所書記官に調書を作成させるときは、「通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること」の調書への記載を要する旨の規律を新たに設けることとしている。

第3 無断での写真の撮影等の禁止

民事訴訟規則77条（78条で準用する場合も含む。）の規律を次のとおり改めるものとする。

民事訴訟に関する手続の期日における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可を得なければすることができない。期日外における審尋及び民事訴訟法176条（書面による準備手続の方法等）3項に基づく協議についても、同様とする。

(説明)

- 1 本文は、現行民事訴訟規則77条が写真の撮影等につき、許可を要する場面を法廷という局面に限って規律を置いているのを、民事訴訟に関する手続の期日及び書面による準備手続における協議という局面に拡大するよう規律を改めるものである。
- 2 許可を要する場面の拡大

現行民事訴訟規則77条は、「法廷」における写真の撮影等につき、裁判長の許可にかからしめているところ、同条は、78条により、「裁判所の審尋及び口頭弁論の期日外に行う証拠調べ並びに受命裁判官又は受託裁判官が行う手続」について準用されている。したがって、規定の文言上、（受命裁判官ではなく）裁判所が行う弁論準備手続期日や書面による準備手続における協議には、写真の撮影等の一律禁止の規律が及ばないこととなっている。

しかしながら、改正法により、ウェブ会議等の方法の利用場面が拡大

し、実際の利用機会も増加することが見込まれることから、上記期日や協議であっても、民事訴訟規則77条の規定する行為は、裁判長等の許可を得なければすることができないことを明示に規定するのが相当である。そこで、77条の適用場面を期日一般に拡大するとともに、「期日」には含まれない書面による準備手続における協議をも対象に加える旨明記することとしている（本文の「期日外における審尋」とは、現行民事訴訟規則78条で77条を準用する「裁判所の審尋」のうち、「民事訴訟に関する手続の期日」に含まれない部分を表したものである。）。

3 許可を要する行為

現行民事訴訟規則77条において、許可を要する行為として掲げられている「写真の撮影、速記、録音、録画又は放送」という文言は、変更していない。

技術の発展により、裁判長の許可を要すると考えられる行為には様々なものが生じており、今後も更に生じることが想定されるが、具体的な行為を念頭に、同条の文言を細かく書き改める場合には、かえって対象行為の欠落が生じるおそれがあると考えられるし、現行の同条の規定ぶりのままでも、解釈上、許可を要する行為か否かの判断は十分に可能と考えられる。すなわち、現在の技術の下でウェブ会議等による手続を行った場合に想定され得る行為、例えば、①映像と音声の送受信に用いる端末上の映像（画像）のいわゆるスクリーンショットを撮影する行為、②音声をテキストに変換するソフトウェアやアプリケーションを用いて発言内容を自動的に記録する行為、③送信されてきた映像と音声を端末に保存することなく配信する行為（いわゆる固定を伴わない生配信）も、本条の許可を要する行為に当たるとの解釈になるものと考えられる。

第4 その他

その他所要の規定を整備するものとする。